

前文

1. 目的

- ・市民公益活動の促進に関する基本理念を定める。
- ・市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにする。
- ・市が行う施策を定めることにより、市民公益活動の促進を図り、個性豊かで、魅力と活力にあふれた地域社会の実現を図る。

2. 定義

- ・市民とは、市内に住み、又は市内で働き、学ぶ者をいう。
- ・事業者とは、営利を目的とする事業を行う個人、又は法人をいう。
- ・市民公益活動とは、市民が自発的かつ自主的な意思によって行われる不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。
ただし、次に掲げるものを除く。
 - (1) 営利及び特定の個人等の利益を追求することを目的とする活動
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - (5) 公益を害するおそれのある活動
- ・市民公益活動団体とは、市民公益活動を主な目的に継続して活動を行う団体をいう。
- ・協働とは、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

3. 基本理念

- ・市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、市民公益活動が個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現に向けて果たす役割を深く認識し、対等な立場で、それぞれの特性を尊重し、互いに理解を深め、協働して地域社会の発展に努める。
- ・市民公益活動の促進にあたっては、自発性及び自立性を尊重するとともに、透明性を基本とし、互いに情報の公開及び共有に努める。

4. 市民の役割

- ・市民は、基本理念に基づき、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動に参加するよう努める。
- ・市民は、市民公益活動の発展及び促進に協力するよう努める。

5. 市民公益活動団体の役割

- ・市民公益活動団体は、基本理念に基づき、地域社会の一員として、社会的責任を自覚し、その活動が広く市民から理解されるよう努める。
- ・市民公益活動団体は、開かれた活動を通じて市民の参加を促進するとともに、他の市民公益活動を行うもの及び市と連携して市民公益活動の促進に努める。

6. 事業者の役割

- ・事業者は、基本理念に基づき、地域社会の一員であることを認識し、市民公益活動に関する理解を深め、自発的にその活動の発展と促進に協力するよう努める。
- ・事業者は、他の市民公益活動を行うもの及び市と連携して市民公益活動の促進に努める。

7. 市の役割

- ・市は、基本理念に基づき、市民公益活動の促進のための施策に取り組む。
- ・市は、市民公益活動を促進するため推進体制を整備するとともに、施策を行うにあたっては、その内容及び手続きが、公平かつ公正で透明性の高いものとする。

8. 基本施策

- ・市は、市民公益活動を促進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組む。
- (1) 活動場所の提供並びに情報の収集及び提供並びに人材育成の環境及び基盤づくりに関すること。
 - (2) 市民公益活動に参加することができる機会づくりに関すること。
 - (3) 市民、市民公益活動団体、事業者及び市の相互連携及び協働のしくみづくりに関すること。
 - (4) その他市民公益活動を促進するために必要があると認める事項

9. 市民公益活動促進委員会

- ・市民公益活動の促進に関し、市長の諮問に応じて、必要な事項を調査審議するため、名張市市民公益活動促進委員会を設置する。
- ・委員会は、市民公益活動の促進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- ・委員会は、委員12人以内で組織する。
- ・委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱、又は任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 市民公益活動団体関係者
 - (3) 事業者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他市長が適当と認める者
- ・委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- ・委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10. 委任

- ・この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

